

令和 7 年 4 月 1 日から入院時食事療養費の自己負担が変わります。

入院時食事療養費に係る自己負担は次の通りです。

区 分		負担額（１食につき）
一 般		5 1 0 円
低所得者Ⅱに属する方	過去１年間の入院期間が 90 日以内	2 4 0 円
	過去１年間の入院期間が 90 日超	1 9 0 円
低所得者Ⅰに属する方		1 1 0 円
指定難病（低所得者Ⅰ・Ⅱを除く）		3 0 0 円
指定難病（低所得者Ⅱ）	申請月以前の 12 月以内の入院日数が 90 日以下	2 4 0 円
	申請月以前の 12 月以内の入院日数が 90 日超	1 9 0 円
指定難病（低所得者Ⅰ）		1 1 0 円

- ・生活保護受給者、公費負担患者（一部除く）、労働災害および公務災害者の方は負担がありません。
- ・重度心身障害者、後期高齢医療、自立支援医療の方は、一般の患者様と同様の負担額となります。
- ・非課税世帯に該当する方は、保険者が発行する「標準負担減額認定証」を入院時に保険証と一緒に受付窓口
に提示してください。なお、「標準負担減額認定証」の提示がない場合は、一般の負担額扱いとなりますので
ご注意ください。